

陳情第六十二―十七号

地価高騰に対する税率の凍結等に関する陳情書

(陳情の要旨)

現況における地価の高騰がそのまま関係税率の引き上げに連動しないよう適切な措置を講じていただきたくお願い申し上げます。

(陳情の理由及び内容)

最近における地価の異常な高騰は、東京都心のみならず、福生市を初め西多摩地域においても相当な上昇率であることは、去る十月一日に公表された基準地地価からも明らかであります。

従来、ここに居住し、または経済活動が続いている者が、このような地価急上昇によつて多大な迷惑をこうむる事態は是非とも回避しなければなりません。

このため、次のような措置を講ぜられるよう強く要望します。

一 六十三年固定資産税は、六十二年の水準で凍結し、地価の沈静を待つて判断していただきたい。

二 都市計画税の税率を引き下げることに。

都市計画税の税率を現行千分の三を引き下げ、税負担を軽減願いたい。

昭和六十二年十月二十一日

陳情者

福生市本町十八番地

福生市商工会

会長 山下 光 一 印

福生市議会議長

村 尾 栄 次 殿

陳情第六十二―十八号

用途地域等の見直しに関する陳情書

(陳情の要旨)

用途地域等の見直しにあつては、居住者並びに企業経営者の意見を十分反映の上、適切な内容にしていだきたくお願い申し上げます。

(陳情の理由及び内容)

今回の見直しは、現行の規制内容が「地域社会の安定や発展に寄与した役割に留意し、その連続性を考慮しつつ、指定方針及び指定基準に基づき必要と認められる区域について適正な内容に指定または変更するものとする。」とされており、

申し上げるまでもなく用途地域等の変更は、商工業振興においても極めて重要な問題であり、その結果は経営に直接影響を及ぼすものであります。

以上の観点から次のとおり要望いたします。

- 一 見直し案の作成にあつては、説明会を用途地域別等に応じて可能な限り数多く開催し、地域住民並びに商工業者の意見を十分反映させること。
- 二 特定地域については、地場産業の振興、職住近接の環境育成のための将来展望に十分留意すること。

昭和六十二年十月二十一日

陳情者

福生市本町十八番地

福生市商工会

会長 山下 光 一 印

福生市議会議長

村 尾 栄 次 殿

陳情第六十二―十九号

「義務教育費国庫負担法」の改正に反対する陳情書

(陳情趣旨)

「義務教育費国庫負担法」の改正に反対し、少なくとも現行水準を維持することを求める意見書を政府及び関係行政官庁にあて提出していただきたい。

(陳情理由)

政府は、昭和六十年年度予算で「義務教育費国庫負担法」を改正して以来、同法の対象から、旅費・教材費等を矢継ぎ早に削除・除外し、来年度予算では公立小中学校事務職員・栄養職員の給与費等に対する国庫負担の廃止を検討していると伝えられています。

義務教育費国庫負担法第一条は、「義務教育無償の原則に則り、国民のすべてに対しその妥当な規模と内容とを補償するため、国が必要な経費を負担することにより、教育の機会均等とその水準の維持向上とを図ることを目的とする」と明記しており、学校事務職員等を国庫負担の対象から外すことは、地方自治体の財政負担をさらに大きくさせ、負担法の基本精神をも踏みにじるものです。

私たちも、この間再三にわたり、都議会等に対して要請・請願を繰り返しており、昨年度は都議会も「国庫負担制度維持」に関する意見書を国に送付しています。

貴議会におかれましては、本陳情の趣旨について御審議を賜り、採択のうえ、政府及び関係行政官庁にあて意見書を提出していただくよう陳情いたします。

昭和六十二年十一月三十日

陳情者

青梅市河辺町五―二十四

東京都公立学校事務職員組合西多摩協議会

委員長 酢 谷 寿美治 印

福生市議会議長

村 尾 栄 次 殿

陳情第六十二―二十号

福生市公衆浴場基幹設備資金の助成に関する陳情書

(陳情要旨)

市内所在の各浴場は、現在その基幹設備が老朽化して更新の時期に至っておりますが、年次に及ぶ機材の値上りのため購入価格が高騰し、経営を圧迫しているため資金の調達も苦しく施設確保に困窮いたしております。

何とぞ公衆浴場の公共性を御理解いただき、基幹設備資金の助成をいただきたくお願い申し上げます。

(陳情理由)

申し上げるまでもなく、公衆浴場の存在意義は、市民の保健衛生の確保と大勢の人々の触れ合いの場、情報交換の場であつて、その中から社会生活のルールを身につける場としての便宜を提供するところにあります。

反面公衆浴場料金は、東京都の統制により決められており、数次にわたる諸物価の値上がりのため極度の経営不安に陥っております。このため国においても「公衆浴場確保に関する法律」が成立し、その確保の方針を明らかにしております。

また、近年公衆浴場を有する隣接市町においても国の確保法に基づき基幹設備に対する助

成制度が設けられ、既に実施されております。

福生市におかれましても、市民の保健衛生の向上と触れ合いの場としての公衆浴場を確保するため助成措置を実現くださるようお願いし陳情いたします。

昭和六十二年十一月三十日

陳情者

福生市熊川九六六 浜の湯

熊 田 誠 ㊦

福生市志茂七六 福生温泉

石 川 進 ㊦

福生市議会議長

村 尾 栄 次 殿

請願第六十二一四号

固定資産税の据え置きを求める請願書

紹介議員

大森

進

印

遠藤

洋

一

印

田村

正

秋

印

(請願の趣旨)

近年、地価は異常な値上がりとなっており、現在の固定資産評価制度のもとでは、来年度の評価替えによつて、固定資産税(都市計画税も含めて)が大幅に引き上げられることは必至です。

この値上がりの原因が、企業の「投機買い」と「土地転がし」、それを後押しする金融機関の「土地融資」、そして政府の土地政策の不在にあることは明らかです。

その結果、私たちにとつて必要不可欠な住宅等の固定資産税が引き上げられ、家計が圧迫されることは不合理です。

そこで、私たちは次のことを請願いたします。

(請願事項)

居住用の住宅(小規模住宅・店舗や町工場などの併用住宅を含む)用地の二百平方メートル以下についての固定資産税については現行税額で据え置くこと。

昭和六十二年十二月二日

請願者代表

八王子市上野町八六

固定資産税据え置きを求める三多摩連絡会

代表委員 岡崎民郎 ㊦

他二百六十九人

福生市議会議長

村尾栄次殿